

議案乙第8号

総社市議会議員政治倫理条例の一部改正について

総社市議会議員政治倫理条例（平成26年総社市条例第31号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年6月25日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

議会運営委員会委員長 頓 宮 美津子

提案理由

「総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例」の制定に伴い、主にハラスメント等の政治倫理基準に違反すると疑われる行為を議員から職員が受けたとき、市長から議長に対し審査会設置等の申し立てを行うことを新たに規定するため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

総社市議会議員政治倫理条例（平成26年総社市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>ハラスメント（総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例（令和7年総社市条例第●号）第2条第2号に規定するハラスメントをいう。）をしないこと。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(議長職務の代行)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>(申立ての審査)</u></p> <p>第11条 議長は、市長から第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為についての申立てがあったときは、当該申立ての審査を審査会に付するものとする。</p> <p><u>2 第5条（第3項を除く。）から前条までの規定は、前項の申立ての審査について準用する。この場合において、第5条第1項及び第7条第1項中</u></p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメント及び名誉、社会的な信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(議長職務の代行)</p> <p>第10条 略</p>

改正後	改正前
<p>「<u>審査請求</u>」とあるのは「<u>第11条第1項に規定する申立て</u>」と、第8条第2項中「<u>第4条の規定により審査請求をした者</u>」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任) 第12条 略</p>	<p>(委任) 第11条 略</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。